

事務連絡

令和8年2月25日

契約法人 代表者 様

契約施設・団体 事務ご担当者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

事務局長 高橋 博則

〔印章略〕

## 従事者共済会 貸付事業の手続き変更について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進にあたり、日頃よりご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

従事者共済会では加入者に対する貸付事業を行っていますが、この度、貸付事業の手続き方法等について、下記の通り変更させていただきます。

新たに発行した「従事者共済会事務の手引き（2026年発行）」「別冊共済会システム操作説明・様式集（2026年発行）」にも記載しておりますので、貸付を希望する加入者へのご案内等、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 手続き変更時期 2026年3月申込み（令和8年度4月分貸付）から

### 2. 変更点（2点）

【貸付申込み前】（参考）手引き P.5-2 2申込みの手続き・流れ <申込みから返還完了までの事務の流れ>

#### ①事前問い合わせ時

（変更前）貸付申込みの前に、共済会に問い合わせをする

（変更後）貸付申込みの前に、共済会ホームページ掲載の「貸付事業の利用を希望される方へ」を確認し、裏面のチェックリストを記入してから共済会に問い合わせをする

【申込み時】（参考）別冊手引き P113 「従事者共済会貸付金借受申込書」

#### ②従事者共済会貸付金借受申込書「金融機関からの借り入れ状況の記入について」の欄

（変更前）金融機関からの借入れがある場合は記入

（変更後）上記の欄を廃止（借り入れ状況の申告不要）

### 3. 令和6年11月19日から変更になっており、手引きが更新された点

※以下2点については、令和6年11月19日から変更になっており、手引き（2026年発行）にも記載しております。

①貸付申込み時 （参考）手引き P.5-5 （3）申込締切日・送金日等

（変更前）申込み書類を、毎月18日必着で提出

（変更後）申込み書類を、従事者共済会のホームページ「各種届出様式」に記載の締切日必着で提出

②金額証明書類の提出について （参考）手引き P.5-3 （2）申込みに必要な書類

（変更前）申込理由・金額の証明書（見積書・領収書類写し）は特例貸付を除き 55万円以上の貸付時に提出

（変更後）貸付の金額に関らず提出

※領収書の提出が確認できない場合、その後の貸付申込みは原則不可としています。

※手引き P5-4 E)見積書・領収書等の必要書類についてもあわせてご確認ください。

以上

【お問い合わせ先】 東京都社会福祉協議会 共済担当 TEL：03-5283-6898